

岡谷市木造住宅の耐震診断

◆対象※次の全てに当てはまる住宅

- 申込者が個人で所有する一戸建ての木造住宅であること
(店舗等の併用住宅は、店舗部分の面積が延べ面積の1/2未満であること)
- 昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること
- 過去にこの耐震診断を受けていないこと
- 増改築している住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された部分が1/2以上であること
- 平成17年6月1日以降に増築又は一部改築を行っていないこと
(増改築を伴わないリフォームは除く)



電子申請 QR コード

◆対象とならない住宅

- 上記以外の住宅、長屋、共同住宅
- 賃貸住宅

※注意 申込書の内容確認の結果、無料耐震診断の対象外となる場合があります。

◆申込方法

下記申込書に必要事項を記入し、岡谷市都市計画課(庁舎3階)へご提出ください。
※ながの電子申請サービスからもお申込みいただけます。

お問合せは
岡谷市都市計画課 建築・住宅担当 電話 0266-23-4811 (内線 1374 1372)

耐震診断申込書

申込日 年 月 日

下記の住宅の無料耐震診断を申し込みます。また、建築年月確認のための固定資産税台帳等の閲覧に同意します。

申込者	(フリガナ) 氏名		收受印
	住所	(〒 -)	
	電話番号		

診断を希望する住宅	住所	(〒 -)
	建築年	大正・昭和 () 年
	増改築の有無	無・有 / 大正・昭和・平成 () 年 ※増改築を伴わない リフォームは除く
	用途/階数	専用住宅・併用住宅/ 階建て
	書類の有無	・建築確認通知書がある ・建築確認通知書はないが図面がある ・何もない
その他		

◆申し込み後の流れ

- ① 申込書の確認 診断の対象となる住宅か確認します。
↓ 市から専門の診断士へ依頼
- ② 担当の診断士から申込者への連絡
※診断日程等についてご連絡（目安：お申込みから1か月程度）
↓
- ③ 耐震診断
※住宅の外観や内観を目視するなどして、耐震診断を行います。
※立会をお願いします。
↓診断士による診断報告書の作成
- ④ 診断結果のお知らせ
※診断士から、診断結果についての説明（目安：耐震診断から1か月程度）

◆住宅の耐震改修等工事を補助する制度があります。

耐震診断の結果、耐震性に問題があると判明した住宅を耐震改修又は現地建替えをする場合、その工事費用の一部を補助する制度があります。

- ・耐震改修の場合：補助対象工事費の8割、限度額115万円
- ・現地建替えの場合：既存住宅除却費用の5割、限度額978,600円

※補助を受けるには、着工前の事前相談と申請が必要です。

※その他、補助要件がありますのでご希望の方はお問合せください。

耐震診断申込書（裏面）

耐震診断申込チェックシート（都市計画課確認用）

- 申込者が個人で所有する一戸建ての木造住宅である
（店舗等の併用住宅は、店舗部分の面積が延べ面積の1/2未満であること）
- 昭和56年5月31日以前に着工した住宅である
- 過去にこの耐震診断を受けていない
- 増改築の有無
 - 有
 - 昭和56年5月31日以前に着工された部分が1/2以上である
 - 平成17年6月1日以降に増築又は一部改築を行っていない
 - 無
- 上記以外の住宅、長屋、共同住宅ではない
- 賃貸住宅ではない